

令和七年十一月

第三百二十四回定例会提出議案

青森県議会

番号	件名	摘要	第議 一 号案  (第三号)案	第議 二 号案
1 （補正後の歳入歳出予算の総額） 百四十一億七千三百十六万五千円 七千二百六十五億九千三百十七万三千円	歳入歳出予算の補正 （補正後の歳入歳出予算の総額） 七千二百六十五億九千三百十七万三千円	歳入歳出予算の補正 （補正後の歳入歳出予算の総額） 七千二百六十五億九千三百十七万三千円	令和七年度青森県一般会計補正予算 （第三号）案	令和七年度青森県一般会計補正予算 （第三号）案
2 七戸養護学校校舎増築事業費 繰越明許費の補正 障がい者交流施設運営費ほか四十八件 債務負担行為の補正 青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター管理委託代金ほか三十六件	七戸養護学校校舎増築事業費 繰越明許費の補正 障がい者交流施設運営費ほか四十八件 債務負担行為の補正 青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター管理委託代金ほか三十六件	七戸養護学校校舎増築事業費 繰越明許費の補正 障がい者交流施設運営費ほか四十八件 債務負担行為の補正 青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター管理委託代金ほか三十六件	○ 歳入歳出予算の補正 二千四百九十五万円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 二十一億四千三百七十六万七千円	（担当課 財政課）  （担当課 財政課）

（担当課  
財政課）

番号	件名	摘要	要
令和七年度青森県 港湾整備事業特別 会計補正予算（第 二号）案	令和七年度青森県 港湾整備事業特別 会計補正予算（第 二号）案	1 0 （款項の区分ごとの金額の補正） （補正後の歳入歳出予算の総額） 二十二億四千六百八十二万五千円	
（担当課 財政課）	（担当課 財政課）	（担当課 財政課）	2 債務負担行為の補正 令和七年度青森港油川地区ふ頭用地造成 事業費ほか一件

番号	件名	摘要	要			
令和七年度青森県 鉄道施設事業特別 会計補正予算（第 一号）案	○ 嘸入歳出予算の補正 百三十七万八千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七十八億二百二十五万六千円					
（担当課 財政課）	<p>○ 嘸入歳出予算の補正 九十三万五千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 二十三億九千五百二十万六千円</p> <p>（担当課 財政課）</p> <table border="1"> <tr> <td>1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額の補正</td> <td>2 収入 八百六十三万二千円 支出 二億八千四百五十二万五千円</td> <td>3 支出 三千七百十三万千円 つくしが丘病院 収益的支出の予定額の補正 債務負担行為の補正 令和七年度電子カルテ等基幹システム更 新事業費</td> </tr> </table>	1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額の補正	2 収入 八百六十三万二千円 支出 二億八千四百五十二万五千円	3 支出 三千七百十三万千円 つくしが丘病院 収益的支出の予定額の補正 債務負担行為の補正 令和七年度電子カルテ等基幹システム更 新事業費	<p>○ 嘸入歳出予算の補正 九十三万五千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 二十三億九千五百二十万六千円</p> <p>（担当課 財政課）</p>	
1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額の補正	2 収入 八百六十三万二千円 支出 二億八千四百五十二万五千円	3 支出 三千七百十三万千円 つくしが丘病院 収益的支出の予定額の補正 債務負担行為の補正 令和七年度電子カルテ等基幹システム更 新事業費				

番号	件名	摘要	要
第議 十一 号案	第議 十 号案	第議 九 号案	
例案 一部 を改 正する 条 特別職の職員の給 与に 関する 条例の 改 正する 條 案	青森県政 党交付金 に係る都道府県提 出文書写し交付手 数料徴収条例案	令和七年度青森県 下水道事業会計補 正予算（第二号） 案	○ 債務負担行為の補正 令和七年度岩木川流域下水道事業汚泥等 運搬処分委託代金ほか六件
(担当課 人事課)	(担当課 選挙管理委員会)	(担当課 財政課)	

番号	件名	摘要
議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	要旨
(担当課 人事課)	<p>令和七年十月六日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象職員の範囲を拡大し、並びに義務教育等教員特別手当の支給基準を改めるとともに支給限度額を引き上げるものである。</p>	<p>令和七年十月六日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象職員の範囲を拡大し、並びに義務教育等教員特別手当の支給基準を改めるとともに支給限度額を引き上げるものである。</p>

番号	件名	摘要	（担当課 人事課）	議案内容	（担当課 市町村課）	（担当課 保健衛生課）
第議 十五 号案	青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案	県議会議員の期末手当の支給割合を改めるものである。	（担当課 人事課）	青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う所要の整理を行うものである。
（担当課 保健衛生課）						

番号	件名	摘要	要
議案番号	議案番号	議案番号	議案番号
第十八号案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第十七号案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例	第十六号案 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象職員の範囲を拡大するものである。
(担当課 職員福利課)	(担当課 職員福利課)	(担当課 病院局運営部)	

議 案 番 号	議 案 番 号	番 号
議 案 番 号 第 二 十 号 案	議 案 番 号 第 九 号 案	件 名
青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案	青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例案	摘要 確認書及び光ディスクにより写しを交付する場合に係る政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料並びに光ディスクにより写しを交付する場合に係る政治資金に係る少額領収書等写し交付手数料を徴収するものである。

(担当課 選挙管理委員会)

(担当課 選挙管理委員会)

議 案 番 号	議 案 番 号	議 案 番 号	議 案 番 号
件名	件名	件名	件名
摘要	摘要	摘要	摘要

(担当課 病院局運営部)

○ 損害賠償の額  
八百万円

（担当課 財産管理課）

青森県立中央病院において発生した医療事故によって個人Aがその死亡時においてなお生存していた可能性を侵害したことにより生じた損害についての県の同人の妹である青森市在住個人Bに対する損害賠償の額を定めるものである。

議案  
第二十三号案

損害賠償の額の決  
定の件

議案  
第二十二号案

工事の請負契約の  
件

1 工事の表示  
旧ラ・プラス青い森大規模改修工事  
2 請負代金  
十五億七千八百五十万円  
3 契約の相手方  
阿部重・倉橋・寺下特定建設工事共同企  
業体

(担当課 財政課)

議案  
第二十一号案

当せん金付証票の  
発売金額の決定の  
件

令和八年度における当せん金付証票の発売  
金額の限度額を定めるものである。

議 事 第 二 十 四 号 案	議 事 第 二 十 五 号 案	番 号
件 名	公の施設の指定管 理者の指定の件	公の施設の名称 青森県男女共同参画センター 青森県子ども家庭支援センター 指定管理者となる団体 未来へつなぐネットあおもりグループ 青森市問屋町一丁目一一の二七 青森コミニティイビジネス株式会社 弘前市大字北瓦ヶ町一三の一 成商ビル管理株式会社 青森市新町二丁目五の一 株式会社角弘
(担当課 観光政策課)	<p>1 公の施設の名称 青森県立三沢航空科学館</p> <p>2 指定管理者となる団体 ジャンプアップみさわ</p> <p>3 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</p>	<p>1 公の施設の名称 青森県男女共同参画センター 青森県子ども家庭支援センター 指定管理者となる団体 未来へつなぐネットあおもりグループ 青森市問屋町一丁目一一の二七 青森コミニティイビジネス株式会社 弘前市大字北瓦ヶ町一三の一 成商ビル管理株式会社 青森市新町二丁目五の一 株式会社角弘</p> <p>2 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>3 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</p>
	<p>1 公の施設の名称 青森県立三沢航空科学館</p> <p>2 指定管理者となる団体 ジャンプアップみさわ</p> <p>3 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</p>	<p>1 公の施設の名称 青森県男女共同参画センター 青森県子ども家庭支援センター 指定管理者となる団体 未来へつなぐネットあおもりグループ 青森市問屋町一丁目一一の二七 青森コミニティイビジネス株式会社 弘前市大字北瓦ヶ町一三の一 成商ビル管理株式会社 青森市新町二丁目五の一 株式会社角弘</p> <p>2 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>3 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</p>

議 案 第 二 十 八 号	議 案 第 二 十七 号	議 案 第 二 十六 号	番 号
公の施設の指定管 理者の指定の件 の件	公の施設の指定管 理者の指定の件	公の施設の指定管 理者となる団体	件名
（担当課 都市計画課）	<p>1 公の施設の名称 岩木川流域下水道の発生汚泥の肥料化に 係る施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 弘前市大字馬屋町三 株式会社 S &amp; K 青森</p> <p>3 指定の期間 令和八年四月一日から令和二十八年三月三十 日まで</p>	<p>1 公の施設の名称 岩木川流域下水道の発生汚泥の肥料化に 係る施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 青森市中央三丁目二一の九 公益財団法人青森県建設技術センター</p> <p>3 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十 日まで</p>	<p>1 公の施設の名称 岩木川流域下水道の発生汚泥の肥料化に 係る施設以外の施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 青森市中央三丁目二一の九 公益財団法人青森県建設技術センター</p> <p>3 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十 日まで</p>
3 2 1 公の施設の名称 馬淵川流域下水道 指定管理者となる団体 青森市中央三丁目二一の九 公益財団法人青森県建設技術センター	<p>（担当課 都市計画課）</p>		摘要 要
3 2 1 公の施設の名称 馬淵川流域下水道 指定管理者となる団体 青森市中央三丁目二一の九 公益財団法人青森県建設技術センター			

議 事 案 号 三十 号	議 事 案 号 第二十九 号	番 号
公 共 施 設 等 の 整 備 等 に 関 す る 事 業 契 約 の 一 部 変 更 の 件	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 件	件 名
(担当課 財産管理課)	<p>1 公の施設の名称 十和田湖特定環境保全公共下水道 指定管理者となる団体 青森市中央三丁目二一の九 2 公益財團法人青森県建設技術センター 指定の期間 日まで 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一</p> <p>(担当課 都市計画課)</p> <p>八戸合同庁舎整備事業について、八戸合同 庁舎の整備に要する費用の物価の変動に基づ く改定による契約金額の変更をするものであ る。</p>	摘要 要

議 第三十一号案	議 第三十一号案	番 号
青森県教育委員会 委員の任命の件	公立大学法人青森 県立保健大学の中 期目標の策定の件	件 名
(担当課 人事課)	(担当課 健康医療福祉政策課)  青森県教育委員会委員新藤幸子氏の任期が 令和七年十二月二十六日をもつて満了するの で、後任の委員の任命について同意を得るも のである。	公立大学法人青森県立保健大学の中期目標 を定めるものである。

第 報 二 号 告	第 報 一 号 告	番 号
専決処分した事項 の件） の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の件） の報告の件（和解 の件）	件 名
<p>（担当課 道路課）</p> <p>（令和七年十一月七日専決処分）</p> <p>2 和解の内容 1 和解の相手方 平川市在住 個人A</p> <p>県は、令和七年四月二十一日平川市館山板橋一〇の一地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によつて個人A所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対し金五千三百円を支払う。</p>	<p>（担当課 漁港漁場整備課）</p> <p>（令和七年十月二十八日専決処分）</p> <p>2 和解の内容 1 和解の相手方 上北郡七戸町在住 個人A</p> <p>県は、令和七年五月二十日東津軽郡平内町大字清水川字往来道添二八地内の清水川漁港内物揚場において、当該物揚場の側溝の蓋の不備に伴う事故によつて個人A所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に對して金十二万四千九十一円を支払う。</p>	<p>摘要</p> <p>要</p>



第報 六 号告	第報 五 号告	番 号
専決処分した事項 の件（和解） 報告の件（和解） の件	専決処分した事項 の件（和解） 報告の件（和解） の件	件 名
<p>（担当課 地域交通・連携課）</p> <p>（令和七年十一月七日専決処分）</p> <p>専決処分した事項 の件（和解） 報告の件（和解） の件</p> <p>2 1 八戸市在住 個人A 和解の内容</p> <p>県は、令和七年八月二十五日八戸市大字尻内町字鴨田七地内において県有自動車の運行による事故によって個人A所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二十万八百六十円を支払う。</p>	<p>（担当課 健康医療福祉政策課）</p> <p>（令和七年十一月七日専決処分）</p> <p>県は、令和七年六月二十四日弘前市大字扇町二丁目三の一地内において県が使用する自動車の運行による事故によつて株式会社バイタルネットが使用する自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同株式会社に対し金十万八千八百四十五円を支払う。</p>	<p>1 和解の相手方 宮城県仙台市青葉区大手町一の一 株式会社バイタルネット 和解の内容</p> <p>2 和解の相手方 宮城県仙台市青葉区大手町一の一 株式会社バイタルネット 和解の内容</p>

第 報 七 号 告	番 号
専決処分した事項 の報告の件（和解）	件 名
<p>（担当課 地域交通・連携課）</p> <p>2 1 和解の相手方 個人A 八戸市在住</p> <p>和解の内容</p> <p>県は、令和七年九月六日八戸市大字尻内町字鴨田七地内において県有自動車の運行による事故によって個人A所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二十九万六千円を支払う。</p> <p>（令和七年十一月七日専決処分）</p>	<p>摘要</p> <p>要</p>